

第5節 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

1 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
特例の取扱い

附置義務 条例2条

駐車需要を発生させる程度が少ない建築物又は建築物の部分について

条例第2条第1項の取扱いについては、「建築計画の内容、敷地の位置、敷地の周囲の土地利用の状況、都市施設の整備の状況等を勘案し、総合的に判断されるべきもの」としており、具体的には建築安全推進課へ事前に協議すること。